

メール 「一人ひとりを大切に、違いは宝物」 元気で笑顔あふれる学校

にしおか

NO.2

豊中市立西丘小学校「学校だより」 令和3年（2021年）4月20日発行



「メールにしおか」のカラー版は、ホームページをご覧ください。http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nisioka/

みんなで協力して感染予防を！！

大阪府の感染者数は1000人を超える数が連日報道され最高記録を更新しています。変異ウイルスは想像以上に感染力が強いです。緊急事態宣言要請も行われるようです。豊中市内の小中学校でも、4月に入って毎日児童生徒、教職員が複数患っており、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況です。学校ではとにかくこまめな手洗い、マスク、換気、食事中は黙食の徹底をしています。体育でも更衣の時はマスク着用で、距離を取れない場合はマスクを常につけています。また、職員室でもアクリル板を置いたり、シートをはったり、会議は体育館で行う等もしています。

先週のお手紙でもお知らせしました通り、当面の学校行事については中止や延期します。加えて5月の土曜参観も現時点で難しいと判断しました。そのかわりに平日のクラス別参観・懇談にできないか検討中です。代休になっている24日（月）は通常通りの授業とします。

そんな大変な中ですが、子どもたちは新しい学年になり、友達と担任の先生と元気に過ごしています。1年生も座り方、鉛筆の持ち方・・・体や手を使った学習が始まりました。粘土を手で細長くして「あ」の字を作り、それからあをつく言葉を集め、プリントやノートに練習をしています。習っていない字は●で書きます。正しい姿勢で鉛筆を正しく持って丁寧に書いています。金曜日からは給食も始まります。



お知らせ 下記の職員が配置されました。よろしくお願いいたします。

- ・ (3年生の音楽を教えます。)
- ・ (2・3・4年を中心にクラスに入ります。)
- ・ (4年生の図工を教えます。)



学校行事の変更について

現在の状況から下記の学校行事を変更・中止する予定です。

- ① 4月19日（月）からの学級懇談会は中止。
- ② 4月28日（水）校外児童会は延期。⇒未定
- ③ 5月22日（土）土曜参観は中止し、休みとします。24日（月）は通常授業です。⇒未定。平日にクラス別に授業参観・学級懇談会を行う予定。
- ④ 6年生修学旅行→7月7日（水）8日（木）に延期



★ 今後、急なお知らせや行事の変更等は学校メールでお知らせすることがあります。学校メール「すぐメール」の登録をお願いします。HPにも詳しく載せますので、ご覧ください。

あいさつで
あいてより
いつも
さきに やさしいきもちを
つたえよう



にしおかしょうがっこうの子 ☺

にこにこ えがおが あふれる 子
しっかり まなび かんがえる 子
おもいやりが あり やさしい 子
からだと ところを きたえる 子

令和3年度（2021年度）各学年時程

【1年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					

【4年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5			ク		
6					

【2年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

【5年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5			ク・委		
6					

【3年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

【6年生】

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5			ク・委		
6					

* 水曜日の5時間目にクラブ（4.5.6年）がある時は、1～3年生は4時間授業です。また委員会（5.6年）がある時は1～4年生は4時間授業です。クラブも委員会も無い時は、5時間授業で14：10下校となります。
* また、年間を通して数回教職員の研究や研修等を行うことがありますので、その場合は4時間授業となります。（月中行事や学年だよりをご覧ください。）

職員の定時退勤日及び学校の留守番電話対応について

豊中市教育委員会からの指示を受けまして、今年度も次のように対応させていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○職員の定時（17時）退勤日を毎週設けています。月の行事予定に記載しています。

○平日の夜間から翌日の早朝まで、留守番電話対応の設定としています。

（午後6時～翌朝午前7時45分まで）



豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(同意確認書)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

学校における携帯電話の取り扱いについて

教育委員会より「豊中市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針」が出されています。(左側をご覧ください。)

本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁止」です。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしています。

認められた場合は同意確認書を提出していただくことになります。さまざまなネットのトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルールを決めて使用させるようお願いいたします。

また、今年度10月より地域見守りシステム(OTTADE!) 関電が提供する見守りシステムが導入されます。

